

卒業の認定に関する方針の公表

卒業の認定に関しては、学則第22条、成績査定に関する細則第11条に則り1月末に行われる卒業認定会議で認定を行う。

学則

(卒業の認定)

第22条 卒業の認定は、所定の授業科目を履修し、その試験に合格し、所定の単位を取得した者に対して学校長が行う。

- 2、 欠席日数が出席すべき日数の1/3を超える者については、原則として卒業を認めないこととする。
- 3、 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第23条 卒業を認定された者に対して、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

成績査定に関する細則

(卒業)

第11条 次の条件に適合するものは、卒業認定会議において学校長が卒業を決定することができる。

- 1) 在籍6年以内に所定の単位を修得した者
- 2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えない者